



教育三法の改正について

平成19年9月
文部科学省

教育3法の改正について

(改正に至る経緯)

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

また、平成19年1月の教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を ~ 公教育再生への第一歩 ~」において、教育再生のための緊急対応として、「学校教育法の改正」を始めとする教育3法の改正が提言されました。

中央教育審議会においては、これまでの審議の積み重ねの上に、教育再生会議の第一次報告も参考にしつつ、集中的な審議が行われ、3月10日に答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要な教育制度の改正について」が取りまとめられました。

これらを踏まえ、政府としては、教育3法案を国会に提出し、100時間を超える国会審議を経て、6月20日に可決・成立、同月27日に公布されました。

【学校教育法の改正】

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し、学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

学校教育法等の改正

< 施行日 > ・副校長等の新しい職の設置・・・平成20年4月1日
・上記以外・・・改正法公布の日から6月以内で政令で定める日

(1) 各学校種の目的及び目標の見直し等

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直した。

(改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に規定した事項)

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

確かな学力を育むに当たって重視すべき点を明確化した。

基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うこと

学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定した。

(現行)小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
(改正後)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

ポイント

1. 学習指導要領等の見直し

今回の改正では、義務教育として行われる普通教育の目標を新たに規定するとともに、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における教育の目標規定を改正しました。

この改正を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育要領・学習指導要領については、引き続き中央教育審議会においてその見直しについての検討を深め、平成19年度中に改訂する予定です。

2. 幼稚園における幼児期の教育支援

今回の改正では、幼稚園は、保護者や地域住民等の相談に応じて、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとするという規定を新設しました。また、いわゆる「預かり保育」に関しても所要の規定が整備されました。

今後、各幼稚園では、幼稚園の人材や施設・設備をはじめ、これまで蓄積してきた幼児期の教育に関する知見や経験を活かしつつ、幼児期の教育に関する情報提供や相談窓口の開設、親子登園の実施、園庭の開放などを行うことが期待されています。

(2) 副校長等の新たな職の設置

学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとした。

(各職の職務内容)

- ・副校長 : 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭 : 校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭 : 児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

ポイント

1. 新たな職の設置の趣旨

校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、新たな職として副校長(幼稚園においては、副園長)、主幹教諭、指導教諭を置くことができることになりました。

これらの新たな職は、任意に設置することができる職であり、その設置については、学校や地域の状況を踏まえ、各地方公共団体において判断されることとなります。

2. 新たな職の任用

副校長等の新たな職への任用に当たっては、適切な選考を実施し、それぞれの職にふさわしい者が任用されること、選考の基準を要綱等で定め、公表することなどを通じて、適正かつ公正な選考を行うことが求められます。

また、副校長等の職が適切に機能し、各教職員の適切な役割分担と協力の下で教育活動や校務運営が円滑かつ効果的に行われるよう、適正な校務分掌を整えることが必要です。

3. 新たな職の処遇等

各地方公共団体において、副校長等を配置する場合には、その職務に応じ、適切に処遇する必要があります。

4. 副校長

副校長は、校長から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができます。一方、教頭は、校長を助けることの一環として校務を整理するものです。副校長と教頭を併せて置く学校においては、教頭は、校長及び副校長を補佐する立場となります。

なお、副校長の資格については、省令において定めることとしています。

5. 主幹教諭

主幹教諭は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができます。

一方、主任は、校長の監督を受け、担当する校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たるものです。

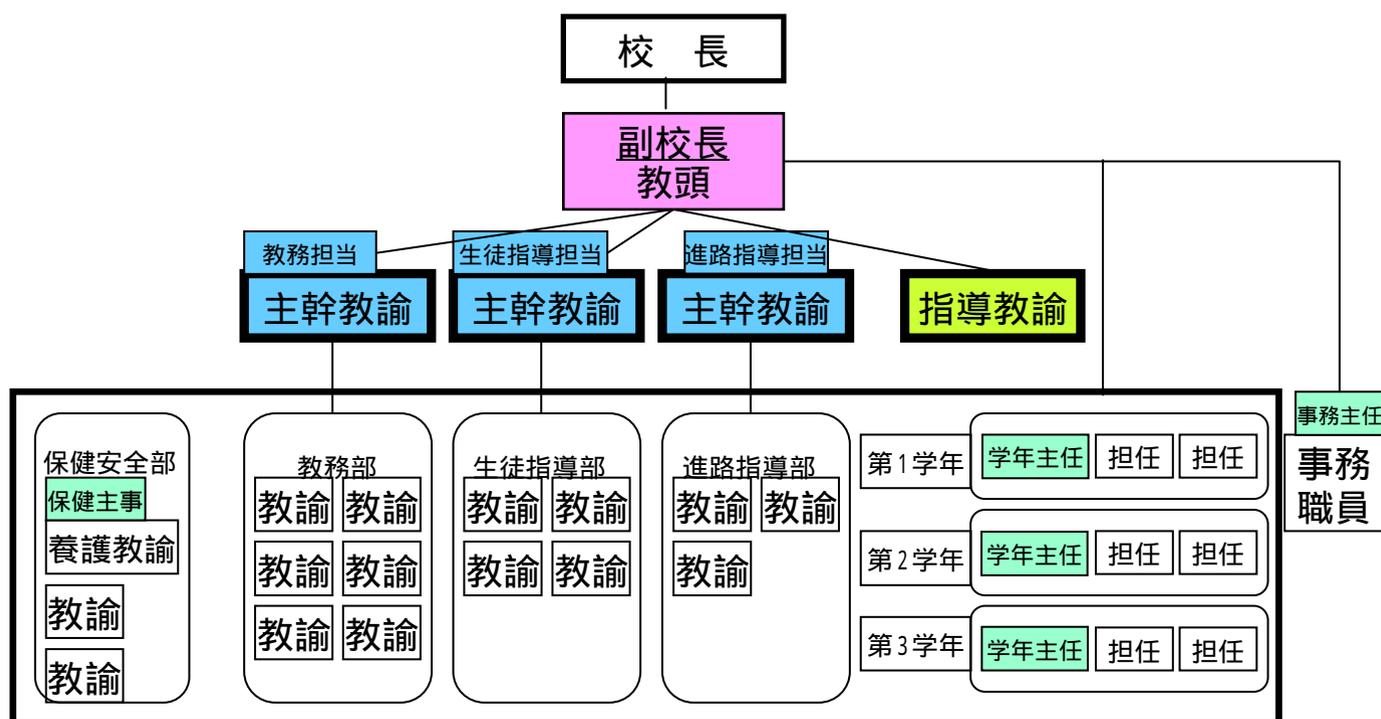
なお、主幹教諭を置く学校における主任の取扱いについては、省令において定めることとしています。

6. 指導教諭

指導教諭は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行います。

指導教諭を設置することによって、個々の教員の授業力が向上し、各学校において優れた教育実践が行われることが期待されます。

改正後の学校の組織運営のイメージ(中学校の例)



(3) 学校評価と情報提供に関する規定の整備

学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとした。

学校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携協力を推進するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとした。

ポイント

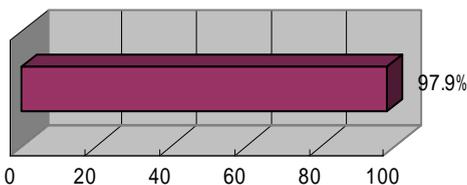
1. 学校評価

学校は、「文部科学大臣の定めるところにより」学校評価を行い、その評価結果に基づき、設置者、保護者、地域住民等と連携協力しながら、学校運営の改善のために必要な措置を講ずることが規定されました。

今後、教職員による自己評価や、保護者や地域住民などの学校の関係者による評価の実施と公表の在り方などについて、省令で定めることとしています。また、具体的な評価項目や指標については、各学校や設置者が実情に応じて設定することとなります。

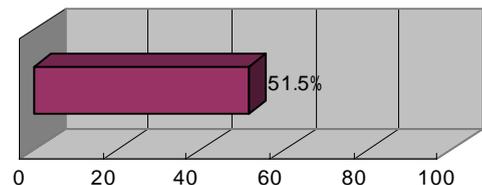
学校評価の現状

自己評価の実施状況 (H17・公立)

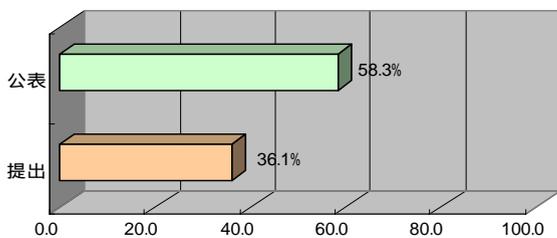


* 分母 = 全公立学校数

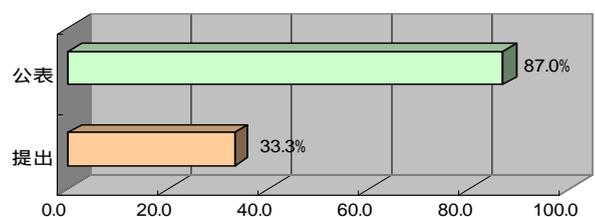
外部(学校関係者)評価の実施状況 (H17・公立)



自己評価実施校のうち、結果の公表・提出を行っている学校



外部(学校関係者)評価実施校のうち、結果を公表・提出している学校



提出 = 評価結果を設置者に提出している学校

2. 情報提供

学校は、保護者や地域住民との相互理解を促進し、三者の連携協力を進める観点から、学校に関する情報を積極的に提供することが規定されました。

この趣旨に鑑み、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」などを参考にして、各学校の創意工夫により、情報提供を進めることが必要です。

(4) 大学等の履修証明制度

大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、社会人等を対象とした特別の課程(教育プログラム)を履修した者に対して証明書を交付できることとした。

ポイント

今回の改正は、大学等における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供の一層の促進を図る観点から、履修証明制度について制度上の位置付けを明確化したものであり、現在各大学等が実施している様々な取組みを制約するものではありません。

「文部科学大臣の定め」の内容については、特別の課程の編成等のため適当な体制を整えることや、当該課程の内容及び方法等をあらかじめ公表することなどについて、省令において定めることとしています。

(5) 公立大学法人による高等専門学校設置

公立大学法人が、高等専門学校を設置できることとした。

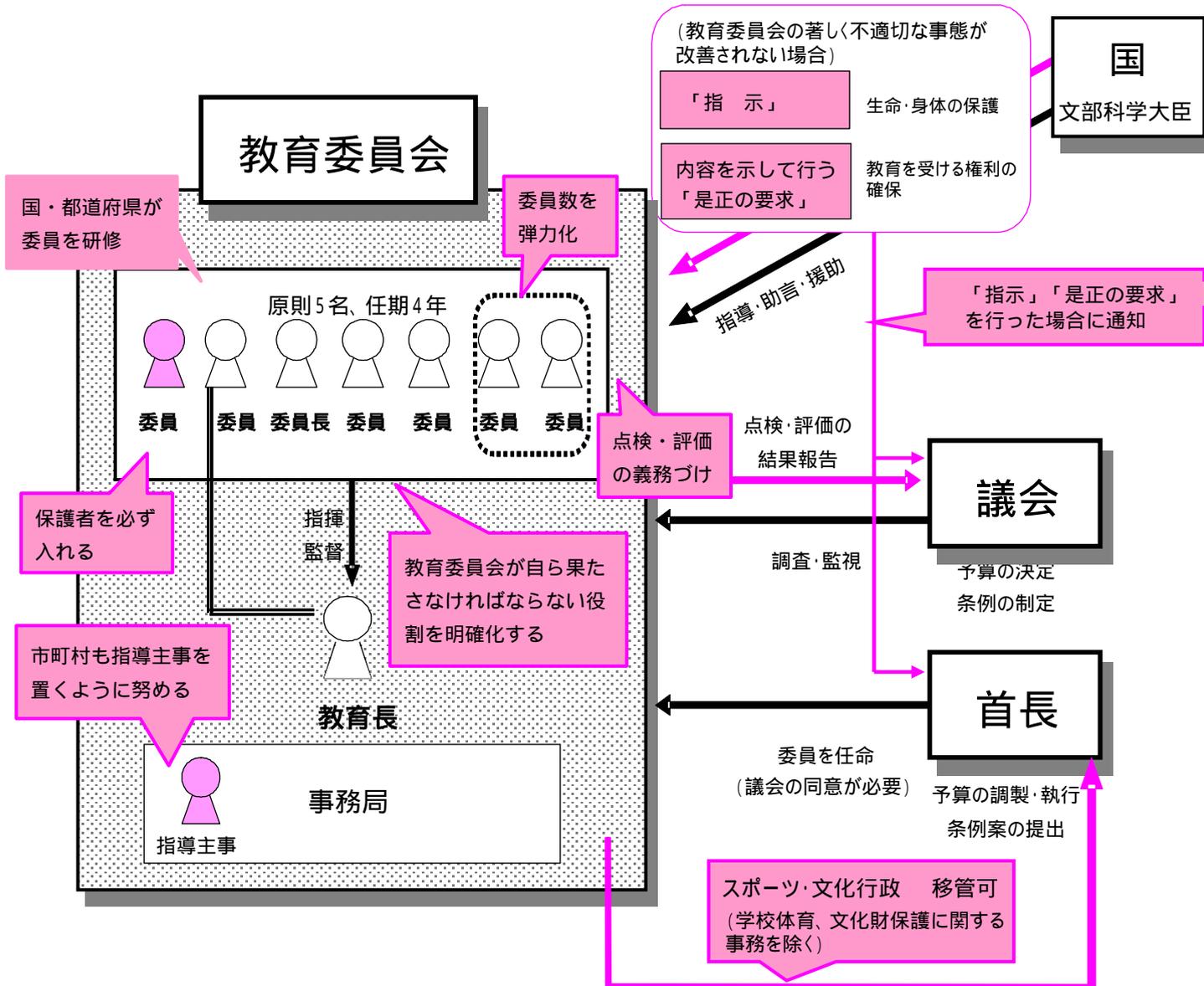
ポイント

公立大学法人が、大学のほか、高等専門学校の設置もあわせて行うことができるようにしました。

高等専門学校と大学との連携による、中学校卒業段階からの一貫した人材育成や、教育研究の高度化等の効果が期待されます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

< 施行日 > 平成20年4月1日



教育委員会は、教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地域住民の意思の反映のため、今後とも全国すべての自治体に設置され、地方における教育行政の中心的な担い手として、その役割を發揮していくことが求められています。

今回の地教行法改正においては、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方等についての規定を整備しました。

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

地方教育行政の基本理念を明記した。

合議制の教育委員会は、基本的な方針の策定、教育委員会規則の制定・改廃、教育機関の設置・廃止、職員の人事、活動の点検・評価、予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することとした。

教育委員会は、学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととした。

ポイント

1. 地方教育行政の基本理念の明記

今回の改正では、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないとする地方教育行政の基本理念が明記されました。

2. 教育委員会が自ら管理・執行すべき事務

今回の改正では、教育委員会が責任をもって教育に関する事務を管理・執行するようにするため、教育長へ委任できない事務を明確化しました。

現在、学校その他の教育機関の職員の任免、給与、懲戒など人事に関する事務の一部について、教育委員会規則に基づき教育長に委任している教育委員会においては、改正法が施行される平成20年4月1日までに、教育委員会規則を改正する必要があります。

なお、今回の規定は上記 ~ 以外の事務について、教育長に委任することを促進するものではありません。

3. 教育委員会の活動の自己点検・評価

今回の改正では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとしました。また、点検・評価を行う際、学識経験者の知見の活用を図ることが規定されました。

現在すでに教育委員会において、事務の管理・執行について点検・評価を行っている場合は、その手法を活用することも可能です。

どのような点検・評価項目を設けるか、また報告書の様式、議会への報告の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなります。

学識経験者の知見の活用については、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。

(2) 教育委員会の体制の充実

市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備・充実に努めるものとした。

市町村教育委員会は指導主事を置くように努めなければならないこととした。

教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとした。

ポイント

1. 市町村の教育行政体制の整備・充実

今回の改正では、特に人口規模が小さい市町村の教育委員会の事務局体制が十分でないことを踏まえ、教育委員会の共同設置や一部事務組合などの様々な方法を活用して、市町村における教育行政の体制の整備・充実に進めることとしました。

都道府県教育委員会においては、活用できる制度の内容についての助言や、市町村間の連携に関する好事例の情報収集・提供を積極的に行っていく必要があります。

2. 市町村教育委員会の指導主事の設置の努力義務化

今回の改正では、特に人口規模が小さい市町村の教育委員会の事務局において指導主事の設置が進んでいないことを踏まえ、市町村教育委員会が指導主事の設置に努めることを明確にしました。

3. 教育委員の責務の明確化と研修の推進

今回の改正では、教育委員が教育行政について負う重要な責任を自覚するとともに、今回の改正で定めた地方教育行政の基本理念に即した運営が行われるよう意を用いなければならないことを規定しました。

また、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の委員の研修等を進めることとしました。

(3) 教育行政における地方分権の推進

教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化した。

文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにした。

県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととした。

ポイント

1. 教育委員の数の弾力化

今回の改正では、地域の実情に応じて、多様な地域住民の意向を教育行政に一層反映することができるよう、教育委員会は、条例で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会にあっては6人以上の委員、町村の教育委員会にあっては3人以上の委員をもって組織することができることとしました(原則は、5名です)。

2. 教育委員への保護者の選任の義務化

今回の改正では、現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるように、教育委員への保護者の選任を義務化しました。

ここでいう「保護者」は親権を行う者・未成年後見人のことを指しますが、選任に当たっては、実際にその地域で教育を受けている子どもをもつ保護者を選任することが望まれます。

3. スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化

今回の改正では、地域づくりの観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、スポーツ・文化に関する事務を首長が管理・執行することができるようにしました。

ただし、スポーツのうち学校体育に関する事務、文化のうち文化財保護に関する事務については、対象外としています。

4. 県費負担教職員の同一市町村内の転任

今回の改正では、県費負担教職員の人事について、同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の意向を一層重視する趣旨から、市町村教育委員会の内申に基づき行うこととしました。

都道府県教育委員会は、都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流に配慮して、市町村教育委員会の意向も踏まえつつ、県費負担教職員の任用に関する基準を策定し、域内の市町村教育委員会に示す必要があります。

(4) 教育における国の責任の果たし方

教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができることとした。

教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行うこととした。

上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知するものとした。

ポイント

今回の改正による「是正の要求」や「指示」の規定は、地方自治法が定める自治事務に対する関与の基本原則にのっとり、教育委員会が十分に責任を果たせない場合に、憲法で保障する国民の権利を守るため、文部科学大臣が必要最小限の関与を行うものです。

「是正の要求」や「指示」を行ったときは、その内容を、教育委員の任命に責任を持つ地方公共団体の長や議会に通知することにより、当該地方公共団体において長が教育委員会に支援を行うなど適切に対処することを期待しています。

地方教育行政を適正に執行するためには、教育委員会だけでなく、委員を任命する地方公共団体の長、同意を与える議会の役割が重要であり、地方公共団体が一体となった取り組みが求められます。

(5) 私立学校に関する教育行政

知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができることとした。

ポイント

今回の改正では、私立学校を所轄する知事部局において、教育委員会における指導主事といった専門的職員が十分確保されていないなどの実態があることから、都道府県教育委員会が有する学校教育に関する専門的知見を都道府県知事が活用することができることとしました。

知事が教育委員会に対して助言・援助を求める際には、知事は私立学校と協議するものとし、教育委員会が知事に助言・援助をする際には、私立学校の自主性を尊重するなどの配慮が必要です。

私立学校を所轄する知事部局においては、私立学校の法律上の義務の確実な履行を担保できるよう、学校教育に関する専門的知識を有する職員を配置するなど、体制の充実を図ることが求められます。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正

< 施行日 > ・教員免許更新制の導入・・・平成21年4月1日
・上記以外・・・平成20年4月1日

(1) 教員免許更新制の導入(教育職員免許法)

その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図り、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指して、教員免許更新制を導入した。

教員免許状(平成21年4月1日以降に授与されたもの)の有効期間

・普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定める。

有効期間の更新

- ・免許状の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。
- ・免許管理者(都道府県教育委員会)は、最新の知識技能の修得を目的とする免許状更新講習を修了した者等について、免許状の有効期間を更新する。
- ・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合には、有効期間を延長できる。

施行前(平成21年3月31日まで)に授与された免許状を有する者の取扱い

- ・施行前に授与された免許状を有している教員等は、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない。
- ・講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失う。

ポイント

1. 教員免許状の有効期間

更新制を導入するため、普通免許状及び特別免許状の有効期間を、授与から10年後の年度末までとしました。

(例:平成22年3月25日に授与された免許状は平成32年3月31日まで有効)

複数の免許状を有する者の有効期間は、最後に授与された免許状を基準とし、最も遅く満了となる有効期間に統一します。

(例:平成22年3月25日に中学校教諭免許状、平成23年3月25日に小学校教諭免許状を授与された場合は、両免許状は平成33年3月31日まで有効)

2. 有効期間の更新

更新を受けようとする者は、更新を行う免許管理者が定める書類を添付して更新の申請をする必要があります。

更新できる者は、

免許状更新講習を修了した者

知識技能等を勘案して免許管理者が認めた者(免除対象者)

とします。

やむをえない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認められるときは、相当の期間を定めて、免許状の有効期間を延長することができます。

3. 免許状更新講習

免許状更新講習は、教員として必要な最新の知識技能の修得を目的とし、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設します。

免許状更新講習の時間は、30時間以上です。

受講対象者は、教員等教育の職にある者、教員になる予定の者です。ペーパーティーチャーや、指導改善研修を命ぜられた者は免許状更新講習を受講できません。

4. 施行前(平成21年3月31日まで)に授与された免許状を有する者の取扱い

この法律の施行前に授与されている普通免許状又は特別免許状(旧免許状)を有する者の免許状には、有効期間の定めはありません。

上記の者のうち現職の教員及び教員になる予定の者は、更新講習の修了確認(平成21年4月1日以降に授与された免許状における「更新」に相当)を、文部科学省令で定める日及びその後10年ごとの日(修了確認期限、平成21年4月1日以降に授与された免許状における「有効期間の満了の日」に相当)までに、受ける必要があります。

旧免許状を有する教員が、修了確認期限までに更新講習の修了確認を受けなかった場合には、その者の有する免許状はその効力を失います。

教員免許更新制の導入について

免許状の授与

免許状に新たに10年間の有効期限を付す

免許状の更新(1回目)

免許状の更新(2回目)

【趣旨】

その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図る制度として、更新制を導入

【具体的な制度設計】

(1) 更新要件

有効期限内に免許状更新講習を受講・修了すること(満了前の2年間で30時間)(分割して履修することも可)

(2) 講習の開設者

教員養成課程を有する大学を中心として講習を開設(講習内容等について国が認定基準を策定)

(3) 講習内容

使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な最新の知識技能を修得するための内容

(4) 修了の認定

講習開設者が、国が示す基準に従って、修了を認定する。更新の要件を満たさなかった場合には、免許状は失効するが、更新講習を受講・修了すれば、改めて免許状が授与される

教員免許更新制に関するQ & A

Q 更新講習の内容について教えてください。

A 免許状更新講習は、その時々で教員に必要とされる最新の知識技能を修得することを目的として大学等が実施するものであり、講習の内容等については、現在、中央教育審議会において検討されています。受講者の修了認定は、各講習開設者が国が定めた修了認定基準に基づいて行う予定です。

なお、30時間の更新講習は、有効期間の満了前の2年以内に受講することが必要ですが、必ずしも連続して受講する必要はなく、例えば、複数の大学で、土日曜日や夏休みに分けて受講することも可能です。

Q 現在教員として勤務していないのですが、更新講習の受講は可能ですか？

A 更新講習の受講対象者は原則として教員として勤務されている者に限ります。

ただし、内定者や臨時採用のリストに登載されている者等、教員として採用されることとなっている者は受講することが可能です。

Q 山間部や離島などにおける講習はどのように確保するのですか？

A 山間部や離島等、更新講習の受講の利便性が悪い地域に在住する教員の受講機会を適切に確保できるように、夜間、週末やサテライト教室による講習の実施、インターネット等の多様なメディアを活用した遠隔教育、通信教育の実施等、弾力的な履修形態について中教審において検討されています。

教員免許更新制についての情報は以下の文部科学省ホームページにおいても順次公開してまいりますので、ご参考にして下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

(2) 分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い(教育職員免許法)

教員が、勤務実績が良くない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたときは、その免許状は効力を失うこととした。

ポイント

1. 公立学校教員の場合

勤務実績や教員としての適格性が原因で分限免職処分を受けた公立学校の教員の免許状は失効します。

2. 国私立学校教員の場合

国私立学校の教員が、上記の分限免職相当の事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げる必要があります。

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化(教育公務員特例法)

教員全体への信頼性を向上させ、全国的な教育水準の維持を図る観点から、指導が不適切な教員に対する人事管理を厳格化した。

指導が不適切な教員の認定及び研修の実施等

- ・任命権者は、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、「指導が不適切な教員」の認定を行う。
- ・任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施しなければならない。
- ・指導改善研修中の教員は、免許状更新講習を受講できない。(教育職員免許法)

研修終了時の認定及び措置

- ・任命権者は、研修終了時に、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、指導の改善の状況について認定を行う。
- ・任命権者は、研修終了時の認定において、指導が不適切であると認定した者に対して、免職その他の必要な措置を講ずる。

1. 指導が不適切な教員の概要

「指導が不適切である」ことに該当する場合には、様々なものがあり得ますが、具体的な例としては、下記のような場合が考えられます。

教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合(教える内容に誤りが多かったり、児童等の質問に正確に答え得ることができない等)

指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合(ほとんど授業内容を板書するだけで、児童等の質問を受け付けない等)

児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合(児童等の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童等とのコミュニケーションをとろうとしない等)

2. 指導が不適切な教員の認定

任命権者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学の専門家や保護者などの意見を聴いて、指導が不適切であることの認定を行います。

また、指導を適切に行うことができない原因が、精神疾患に基づく場合には、指導改善研修ではなく、医療的観点に立った措置や分限処分等によって対応する必要があります。

3. 指導改善研修の実施

公立学校の教員の任命権者は、児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であると認定した教員に対して、その能力、適性等に応じた指導改善研修の実施が義務づけられています。実施義務の対象としているのは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師です。

なお、指導改善研修を受講している期間中において、指導が不適切であると認定された教員に対し、地方公務員法に基づいて、分限処分を行うことは妨げられません。

4. 指導改善研修の実施期間

指導改善研修の期間は、原則、1年以内ですが、当初に定められた指導改善研修の期間の終了時において、再度研修を行うことにより指導の改善の余地が見込まれる場合など特に必要があると認めるときは、任命権者は、最長2年間まで延長することができます。

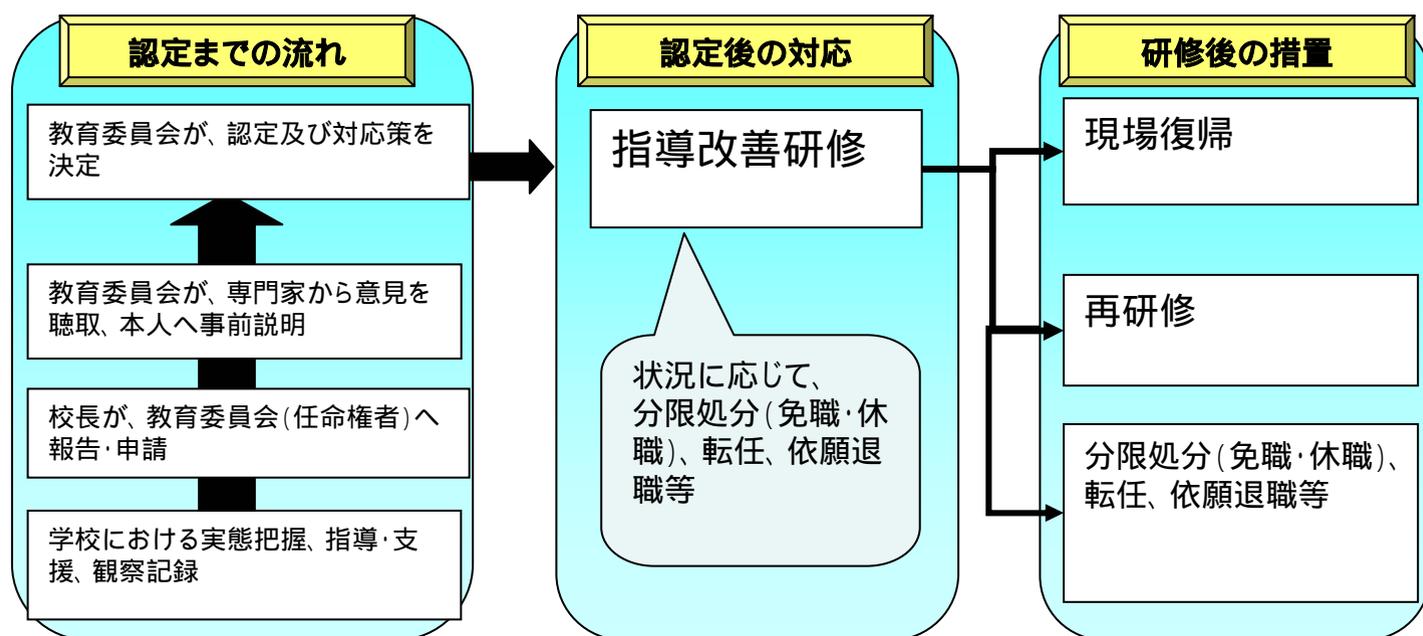
5. 指導改善研修に関する計画書

任命権者は、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書の作成が義務づけられます。

6. 指導改善研修後の措置

任命権者は、指導改善研修終了時において、指導の改善の程度に関する認定を行います。なお指導が不適切であると認定された教員に対しては、免職、教員以外の職への転任、再研修などの必要な措置を講ずる必要があります。

【指導が不適切な教員の人事管理システムの流れ(イメージ)】



【問い合わせ先】

文部科学省 初等中等教育局

< 電話番号 > (03)5253-4111

(内線)

学教法等: (「新たな職」関係)2358 (「学校評価」関係)3705

(「学習指導要領」関係)2565 (その他)2342

地教行法:4678 **免許法:**2456・2453 **教特法:**4674

< 文部科学省ホームページ > <http://www.mext.go.jp>